

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年12月8日（令和2年（行情）諮問第672号）及び同月16日（同第699号）

答申日：令和4年12月8日（令和4年度（行情）答申第366号及び同第367号）

事件名：特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件
特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和2年5月21日付け秋労発基0521第8号及び同第5号により秋田労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、それぞれ「原処分A」及び「原処分B」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分を取り消すとの決定を求める。

本件対象文書には、法5条2号イに該当する情報は含まれていない。

本件対象文書には、法5条6号に該当するものが記載されている部分はない。

内閣総理大臣の国会答弁にて、行政指導先の事業所名を公表することとなり、本省局長より公表に関しての通知が出されているが、公表・開示となっていない。公務員が政治に介入して行政指導先の事業所名を不開示として処分をしている。よって、厚生労働大臣に審査を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年3月28日付け（同月30日受付）及び令和2年3月25日付け（同月27日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和2年8月19日付け（同月27日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

原処分における不開示部分の法の適用条項について、原処分Aについては法5条6号を法5条6号イに改め、原処分Bについては法5条6号を法5条6号イ及びホに改めた上で、原処分を維持することが妥当と考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件各開示請求を受け、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）において探索を行ったところ、特定年度に特定事業場に対して行った監督指導の記録が認められたことから、当該監督指導に当たって作成されたもののうち、本件各開示請求書に記載された該当行政文書を、それぞれ本件対象文書として特定した。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

本件対象文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ及び同条6号ホ該当性について

本件対象文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、独立行政法人等に係る事業については、法5条6号ホに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

したがって、これらの情報は、法5条2号イ及び同条6号ホの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号イ該当性について

本件対象文書には、特定監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、当該特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載されている。

これらが公にされた場合には、事業場や労働者と特定監督署との信頼関係が失われ、事業場や労働者が関係資料の提出や特定監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また、事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、当該情報は、法5条6号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、各審査請求書において、上記第2の2のとおり主張しているが、原処分における不開示部分の不開示情報該当性は、上記(2)で示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分の法の適用条項について、法5条6号を法5条6号イ及びホに改めた上で、原処分を維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---|
| ① | 令和2年12月8日 | 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第672号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ | 同月16日 | 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第699号） |
| ④ | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑤ | 同月24日 | 審議（令和2年（行情）諮問第672号） |
| ⑥ | 令和3年1月14日 | 審議（令和2年（行情）諮問第699号） |
| ⑦ | 令和4年9月8日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和2年（行情）諮問第672号及び同第699号） |
| ⑧ | 同年12月1日 | 令和2年（行情）諮問第672号及び同第699号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、本件対象文書の不開示部分に係る法の適用条項を原処分Aについては法5条1号、2号イ及び6号イ、原処分Bについては同条1号、2号イ並びに6号イ及びホとした上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件においては、不開示部分の全てについて、原処分Aは法5条1号、2号イ及び6号イ、原処分Bは同条1号、2号イ並びに6号イ及びホが主張されているものとして、以下、検討を行う。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の2欄に掲げる部分）について

通番2、通番7、通番9（1）及び通番12（1）は、「労働保険番号」、「事業場の名称」、「代表者職氏名」及び「面接者職氏名」の各欄であるが、全て空欄である。通番11は、「参考事項・意見」欄に記載された対象事業場の業態、当該事業場で行われていた作業、指導等の内容及び特定監督署担当官の意見の記載の一部であるが、原処分において開示されている事業場の業種、労働者数、違反法条項・指導事項等の情報と同様又はそれらから推認できる内容であり、また、対象事業場が特定されることになる情報であるとは認められない。通番5は、「企業名公表関係」欄であるが、原処分において開示されている違反条項が「違反なし」の場合、労働基準関係法令違反に係る企業名公表の対象とならないことは明らかであることから、空欄について開示しても、対象事業場が特定されることになるとは認められない。通番9（2）及び通番12（2）は、「代表者職氏名」及び「面接者職氏名」の各欄の記載であるが、特定の個人を識別できる情報とはいえない。通番13は、欄外にゴム印で押印された署長判決を仰ぐため記載された文言であり、定型的なものと認められる。通番14は、欄外に記載された手書きのメモであるが、対象事業場や個人が特定されることになる情報であるとは認められない。

当該部分には、個人に関する情報が記載されているとは認められない。

また、当該部分は、これを公にしても、対象事業場又は独立行政法人等の行う事業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められ

ない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の2欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 通番1、通番3ないし通番5、通番11、通番13及び通番14

当該部分は、「監督種別」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「企業名公表関係」及び「参考事項・意見」の各欄の記載並びに欄外にゴム印で押印された決裁欄の伺い文(手書き修正部分)及び欄内外に記載された手書きのメモである。

当該部分については、下記の理由により、これを公にすると、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれ、又は特定監督署の調査手法・内容等が明らかとなって、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ア) 監督復命書の「監督種別」欄には、定期監督、災害時監督、災害調査、申告監督及び再監督の5種類の臨検監督のうち、いずれかを記載することとされている。監督の種類を公にすると、仮に当該監督が申告監督であった場合には、原処分において監督年月日等が開示されていることから、監督を受けた事業者において、誰が申告をしたのか探索が行われ、それにより、労働者が違反等について申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて申告をちゅうちょすることとなり、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがある。

また、「申告監督」の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は「申告監督」であることが明らかになることに鑑みれば、「申告監督」以外の場合も含め、「監督種別」欄に記載された情報を不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「監督重点対象区分」欄には、監督の種類が定期監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生等の事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、監督種別が特定されることとなる。このため、「監督重点対象区分」欄を公にすると、上記(ア)と同様のおそれ

が生じる。

(ウ) 「特別監督対象区分」欄は、監督が特別監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた特別監督対象区分が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、特別監督であることが明らかになり、また、記載がない場合のみ開示すると、不開示となった場合には、特別監督であったことが明らかになる。このため、これを開示すると、特定監督署が臨検監督を行った際の手法、着眼点等が明らかになるものと認められる。

(エ) 「企業名公表関係」欄、「参考事項・意見」欄、欄外にゴム印で押印された決裁欄の伺い文（手書き修正部分）及び欄外の手書きメモは、これを開示すると、臨検監督の端緒及び手法並びに監督官が臨検監督を行ったことにより判明した事実及び監督官の判断等が明らかとなる。

イ 通番 2，通番 6 ないし通番 10 及び通番 12

当該部分は、「労働保険番号」，「事業の名称」，「事業場の名称」，「事業場の所在地」，「代表者職氏名」，「店社」及び「面接者職氏名」の各欄の記載の一部である。

当該部分には、対象事業場を特定することができる情報等が記載されている。また、当審査会において本件対象文書を見分したところ、全ての対象事業場の「労働者数」，「労働組合」，「週所定労働時間」及び「最も賃金の低い者の額」の各欄が原処分において開示されており、これらの各欄には監督官が臨検監督を行ったことにより判明した各事業場の内部情報が記載されている。このため、これに加えて当該部分を公にすると、各対象事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場だけでなく他の事業者の信頼を失い、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号イに該当し、同条 1 号，2 号イ及び 6 号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

法 6 条 1 号は、開示請求に係る文書の一部に法 5 条各号に定める不開示情報が記録されている場合において、当該部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと定めている。

原処分は、不開示部分に係る法の適用条項として、法 5 条 1 号，2 号イ及び 6 号を挙げ、本件対象文書の一部を不開示としているが、その際、処

分庁は、別欄で開示することとしている情報と同一の内容が記載されている部分など上記各号のいずれにも該当しない部分を区分して部分開示を行うための検討を行っているとは認められない。処分庁においては、今後、法の規定を踏まえ、不開示部分についての判断を適切に行う必要がある。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が同条1号、2号イ並びに6号イ及びホに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の2欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条1号、2号イ及び6号ホについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ並びに6号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙

文書1 「平成31年特定期間に特定労働基準監督署が実施した定期監督，災害時監督，再監督の監督復命書の表面（1ページ目の様式第1の1号）全て」

文書2 「平成28年度に特定労働基準監督署が実施した定期監督，災害時監督，再監督の監督復命書の表面（1ページ目の様式第1の1号）全て」

別表 不開示情報該当性

1 原処分における不開示部分			2 1欄のうち開示すべき部分
欄名等	該当箇所の頁	通番	
「監督種別」欄	文書1及び文書2の各頁	1	—
「労働保険番号」欄	文書1及び文書2の各頁	2	文書1の5頁, 23頁, 文書2の23頁, 82頁, 85頁, 90頁, 108頁, 122頁, 129頁, 145頁, 189頁, 209頁ないし212頁, 248頁, 264頁, 333頁, 365頁, 389頁, 501頁, 527頁, 536頁, 550頁, 578頁, 583頁, 596頁, 599頁, 601頁, 603頁ないし606頁, 616頁, 642頁
「監督重点対象区分」欄	文書1及び文書2の各頁	3	—
「特別監督対象区分」欄	文書1及び文書2の各頁	4	—
「企業名公表関係」欄	文書1の各頁, 文書2の当該欄がある頁	5	文書1の16頁, 18頁ないし20頁, 22頁, 26頁, 27頁, 文書2の145頁, 551頁, 554頁
「事業の名称」欄	文書1及び文書2の各頁	6	—
「事業場の名称」欄	文書1及び文書2の各頁	7	文書1の1頁, 2頁, 4頁, 6頁ないし8頁, 13頁, 14頁, 22頁, 23頁, 31頁ないし33頁, 文書2の4頁, 8頁, 66頁, 80頁ないし82頁, 84頁, 86頁ないし88頁, 91頁, 97頁, 99頁, 100頁, 102頁, 103頁, 110頁, 111頁, 113頁, 115頁, 117頁, 118頁, 119頁, 121頁, 125頁, 127頁, 128頁, 131頁, 133頁, 136頁, 142頁, 143頁, 144頁, 145頁, 146頁, 159頁, 163頁, 166頁, 205頁,

			<p>206頁, 241頁, 243頁, 246頁 ないし252頁, 257頁, 259頁ない し262頁, 264頁, 266頁, 267 頁, 269頁, 270頁, 274頁, 27 5頁, 278頁, 279頁, 287頁ない し292頁, 295頁ないし304頁, 3 06頁, 310頁ないし312頁, 319 頁, 321頁, 323頁, 324頁, 32 7頁, 330頁, 332頁, 336頁, 3 39頁ないし341頁, 346頁ないし3 48頁, 350頁, 354頁, 358頁, 361頁ないし363頁, 365頁, 37 0頁, 375頁, 380頁, 383頁, 3 85頁, 394頁, 397頁, 400頁, 401頁, 404頁, 413頁, 421 頁, 424頁ないし426頁, 430頁, 434頁, 436頁, 440頁, 443 頁, 449頁ないし451頁, 468頁, 471頁ないし473頁, 478頁, 48 5頁, 487頁, 506頁, 507頁, 5 10頁ないし515頁, 517頁, 519 頁ないし523頁, 527頁ないし538 頁, 540頁ないし543頁, 545頁, 548頁ないし552頁, 555頁, 55 7頁ないし559頁, 562頁ないし56 4頁, 566頁ないし569頁, 571頁 ないし574頁, 576頁ないし579 頁, 581頁, 583頁ないし588頁, 590頁, 593頁, 596頁, 597 頁, 599頁ないし608頁, 613頁な いし615頁, 618頁, 622頁, 62 4頁ないし638頁, 645頁, 649 頁, 650頁, 653頁, 656頁ないし 659頁</p>
「事業場 の所在 地」欄	文書1及び文書2 の各頁	8	—

「代表者 職氏名」 欄	文書1及び文書2 の各頁	9	(1) 文書2の344頁, 594頁, 616頁 (2) 文書2の90頁
「店社」 欄	文書1及び文書2 の各頁記載部分	10	—
「参考事 項・意 見」欄	文書1及び文書2 の各頁	11	文書1の1頁3行目1文字目ないし25文字目, 6頁3行目1文字目ないし18文字目, 7頁2行目及び3行目, 8頁2行目1文字目ないし18文字目, 9頁5行目12文字目ないし19文字目, 10頁4行目21文字目ないし39文字目, 11頁3行目1文字目ないし31文字目, 12頁5行目1文字目ないし11文字目, 19文字目ないし最終文字, 13頁3行目, 15頁3行目, 4行目1文字目ないし9文字目, 21頁2行目24文字目ないし3行目8文字目, 30頁5行目30文字目ないし最終文字, 32頁2行目3文字目ないし24文字目, 文書2の1頁4行目, 16頁5行目1文字目ないし14文字目, 27文字目ないし最終文字, 29頁3行目37文字目ないし5行目最終文字, 49頁4行目及び5行目, 68頁5行目18文字目ないし最終文字, 81頁2行目, 82頁3行目1文字目ないし16文字目, 83頁4行目1文字目ないし18文字目, 85頁2行目, 3行目1文字目ないし21文字目, 86頁4行目1文字目ないし6文字目, 15文字目ないし25文字目, 87頁2行目, 3行目1文字目ないし8文字目, 18文字目ないし23文字目, 89頁2行目, 3行目1文字目ないし15文字目, 91頁3行目, 4行目1文字目ないし31文字目, 93頁4行目1文字目ないし28文字目, 96頁3行目1文字目ないし35文字目, 100頁4行目1文字目ないし11文字目, 107頁4行目10文字目ないし33文字目, 108

		<p> 頁3行目25文字目ないし4行目19文字目、109頁4行目、5行目1文字目ないし20文字目、110頁3行目1文字目ないし17文字目、112頁4行目、5行目1文字目ないし25文字目、114頁4行目1文字目ないし26文字目、116頁5行目1文字目ないし6文字目、19文字目ないし最終文字、117頁4行目1文字目ないし21文字目、119頁5行目、123頁2行目、136頁2行目1文字目ないし5文字目、2行目3文字目ないし5文字目、8文字目ないし最終文字、141頁4行目1文字目ないし6文字目、23文字目ないし29文字目、142頁3行目、4行目1文字目ないし3文字目、145頁4行目、5行目1文字目ないし12文字目、146頁2行目1文字目ないし21文字目、147頁2行目1文字目ないし18文字目、148頁2行目1文字目ないし18文字目、149頁2行目1文字目ないし18文字目、150頁2行目、3行目1文字目ないし28文字目、153頁2行目、3行目、157頁3行目、4行目1文字目ないし23文字目、166頁2行目ないし3行目19文字目、178頁4行目1文字目ないし11文字目、23文字目ないし5行目最終文字、185頁4行目5文字目ないし5行目最終文字、186頁4行目、5行目、206頁1行目35文字目ないし3行目最終文字、224頁3行目、4行目、5行目1文字目ないし22文字目、246頁5行目1文字目ないし7文字目、15文字目ないし19文字目、23文字目ないし27文字目、31文字目ないし33文字目、247頁2行目1文字目ないし33文字目、248頁2行目1文字目ないし6文字目、15文字目ないし最終文字、249頁 </p>
--	--	---

		<p>4行目1文字目ないし18文字目, 250 頁3行目(手書き部分を含む), 4行目1 文字目ないし21文字目, 251頁3行 目, 4行目1文字目ないし26文字目, 2 52頁2行目, 3行目1文字目, 2文字 目, 253頁3行目37文字目ないし最終 文字, 4行目, 254頁3行目37文字目 ないし最終文字, 4行目, 255頁3行目 37文字目ないし最終文字, 4行目, 25 7頁1行目10文字目ないし最終文字, 2 行目, 258頁3行目, 4行目1文字目な いし20文字目, 259頁4行目1文字目 ないし15文字目, 260頁4行目, 26 3頁4行目, 5行目, 266頁3行目1文 字目ないし6文字目, 34文字目ないし4 行目21文字目, 267頁4行目1文字目 ないし25文字目, 268頁5行目1文字 目ないし6文字目, 27文字目ないし最終 文字, 277頁2行目2文字目ないし39 文字目, 278頁2行目1文字目ないし3 2文字目, 279頁2行目36文字目ない し3行目6文字目, 23文字目ないし4行 目2文字目, 286頁3行目, 4行目1文 字目ないし19文字目, 287頁2行目, 3行目1文字目ないし16文字目, 290 頁2行目ないし3行目7文字目, 296頁 4行目, 5行目12文字目ないし21文字 目, 298頁4行目1文字目ないし6文字 目, 15文字目ないし20文字目, 299 頁3行目, 4行目1文字目ないし22文字 目, 300頁4行目16文字目ないし28 文字目, 301頁5行目9文字目ないし3 0文字目, 302頁2行目ないし3行目3 3文字目, 305頁2行目1文字目ないし 22文字目, 310頁2行目8文字目ない し14文字目, 36文字目ないし3行目最 終文字, 312頁2行目19文字目ないし</p>
--	--	---

		<p>最終文字， 3 1 3 頁 2 行目ないし 3 行目 2 2 文字目， 3 1 5 頁 3 行目 9 文字目ないし 最終文字， 3 2 3 頁 4 行目 1 7 文字目ない し 3 5 文字目， 3 2 4 頁 4 行目 2 2 文字目 ないし最終文字， 3 3 0 頁 3 行目 1 文字目 ないし 3 3 文字目， 3 3 1 頁 2 行目 2 0 文 字目ないし 2 9 文字目， 3 3 2 頁 5 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 3 3 6 頁 2 行目な いし 3 行目 2 0 文字目， 3 3 7 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目， 3 4 0 頁 4 行 目， 3 4 2 頁 3 行目， 4 行目 1 文字目ない し 2 2 文字目， 5 行目 1 5 文字目ないし 2 2 文字目， 3 4 3 頁 3 行目， 4 行目 1 文字 目ないし 2 2 文字目， 3 4 4 頁 3 行目， 4 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目， 3 4 6 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 4 文字目， 4 行目 1 8 文字目ないし 2 9 文字目， 3 4 7 頁 4 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 3 0 文字目 ないし 5 行目 2 文字目， 2 5 文字目ないし 3 1 文字目， 3 4 8 頁 3 行目 1 文字目ない し 6 文字目， 1 0 文字目ないし 2 4 文字 目， 4 行目 1 9 文字目ないし 2 5 文字目， 3 5 2 頁 3 行目， 4 行目 1 文字目ないし 2 6 文字目， 3 5 7 頁 3 行目， 3 5 8 頁 3 行 目 1 文字目ないし 2 6 文字目， 3 6 0 頁 3 行目， 3 6 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目， 3 6 2 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目， 2 1 文字目ないし 3 3 文字目， 3 6 3 頁 3 行目， 4 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目， 3 6 6 頁 4 行目 1 文字目ないし 7 文字目， 3 6 9 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目， 3 7 1 頁 3 行目 1 文字目ない し 2 4 文字目， 3 7 4 頁 4 行目 1 文字目な いし 1 6 文字目， 3 7 5 頁 3 行目， 4 行目 1 文字目ないし 1 4 文字目， 3 7 7 頁 3 行 目， 3 7 8 頁 3 行目， 3 7 9 頁 2 行目 1 文 字目ないし 6 文字目， 2 行目 8 文字目ない</p>
--	--	--

		<p>し16文字目, 25文字目ないし32文字目, 4行目1文字目ないし36文字目, 5行目2文字目ないし5文字目, 381頁3行目1文字目ないし6文字目, 19文字目ないし4行目29文字目, 385頁3行目1文字目ないし15文字目, 23文字目ないし29文字目, 386頁3行目1文字目ないし34文字目, 389頁3行目1文字目ないし23文字目, 390頁3行目, 4行目1文字目ないし19文字目, 391頁3行目, 4行目1文字目ないし19文字目, 392頁3行目1文字目ないし6文字目, 26文字目ないし4行目13文字目, 394頁4行目, 397頁3行目1文字目ないし11文字目, 398頁3行目1文字目ないし6文字目, 4行目18文字目ないし31文字目, 399頁3行目1文字目ないし22文字目, 400頁2行目, 402頁3行目1文字目ないし6文字目, 27文字目ないし4行目最終文字, 403頁3行目, 4行目1文字目ないし30文字目, 404頁3行目1文字目ないし27文字目, 405頁3行目1文字目ないし16文字目, 406頁3行目, 4行目1文字目ないし20文字目, 407頁2行目10文字目ないし14文字目, 3行目13文字目ないし23文字目, 408頁3行目, 409頁3行目1文字目ないし7文字目, 32文字目ないし4行目最終文字, 410頁3行目1文字目ないし20文字目, 27文字目ないし30文字目, 411頁2行目1文字目ないし4文字目, 13文字目ないし18文字目, 413頁3行目1文字目ないし16文字目, 414頁2行目1文字目ないし6文字目, 17文字目ないし22文字目, 3行目4文字目, 5文字目, 13文字目ないし最終文字, 4行目1文字目ないし6文字目</p>
--	--	--

		<p>目, 1 4文字目ないし2 7文字目, 4 1 5 頁4 行目1 文字目ないし7 文字目, 1 4 文 字目ないし2 7文字目, 4 1 6 頁4 行目1 文字目ないし6 文字目, 1 7 文字目ないし 最終文字, 4 1 7 頁4 行目 (手書き部分を 除く), 4 1 8 頁2 行目3 5文字目ないし 3 行目1 0文字目, 4 2 1 頁3 行目, 4 2 2 頁5 行目1 文字目ないし5 文字目, 4 2 3 頁3 行目, 4 行目1 文字目ないし3 文字 目, 4 2 9 頁4 行目1 文字目ないし4 文字 目, 8 文字目ないし2 9文字目, 4 3 0 頁 3 行目1 文字目ないし3 6文字目, 4 3 2 頁3 行目, 4 行目1 文字目ないし1 7文字 目, 4 3 3 頁3 行目, 4 行目1 文字目ない し1 7文字目, 4 3 5 頁3 行目1 文字目な いし6 文字目, 4 行目1 3文字目ないし2 1文字目, 4 3 6 頁3 行目1 文字目ないし 2 5文字目, 4 3 7 頁3 行目1 文字目ない し6 文字目, 2 4 文字目ないし3 2文字 目, 4 3 9 頁3 行目1 文字目ないし3 2文 字目, 4 4 0 頁2 行目2 5文字目ないし3 1文字目, 3 行目1 0文字目ないし最終文 字, 4 4 4 頁4 行目1 0文字目ないし最終 文字, 5 行目1 文字目ないし2 6文字目, 4 4 7 頁3 行目1 文字目ないし3 5文字 目, 4 4 8 頁2 行目, 4 4 9 頁2 行目, 4 5 1 頁2 行目1 文字目ないし6 文字目, 2 1 文字目ないし最終文字, 4 5 2 頁2 行 目, 3 行目1 文字目ないし1 8文字目, 4 5 3 頁2 行目, 4 5 4 頁2 行目, 3 行目1 文字目ないし1 6文字目, 4 行目1 8文字 目ないし3 0文字目, 4 5 5 頁2 行目, 4 5 6 頁2 行目, 3 行目1 文字目ないし2 1 文字目, 4 5 7 頁2 行目, 3 行目1 文字目 ないし1 9文字目, 4 5 8 頁2 行目, 4 5 9 頁2 行目3 3文字目ないし最終文字, 4 6 0 頁2 行目, 3 行目1 文字目ないし6 文</p>
--	--	---

		<p> 字目， 4 6 1 頁 2 行目， 4 6 2 頁 2 行目， 4 6 3 頁 2 行目， 3 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目， 4 6 4 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 3 4 文字目ないし 3 行目 2 1 文 字目， 4 6 5 頁 5 行目 4 文字目ないし 1 9 文字目， 4 6 6 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目， 4 6 7 頁 2 行目， 4 6 8 頁 2 行 目 9 文字目ないし最終文字， 4 6 9 頁 2 行 目， 4 7 0 頁 2 行目， 4 7 2 頁 2 行目 1 文 字目ないし 4 文字目， 2 3 文字目ないし最 終文字， 4 7 3 頁 2 行目， 3 行目 1 文字目 ないし 2 0 文字目， 4 7 4 頁 2 行目， 4 7 5 頁 2 行目， 3 行目 1 文字目ないし 2 4 文 字目， 4 7 6 頁 2 行目， 3 行目 1 文字目な いし 2 4 文字目， 4 7 7 頁 2 行目， 3 行目 1 文字目ないし 2 4 文字目， 4 7 8 頁 2 行 目， 4 7 9 頁 2 行目 1 4 文字目ないし最終 文字， 5 行目 1 文字目ないし 6 文字目， 4 8 0 頁 2 行目， 4 8 1 頁 2 行目， 4 行目 1 文字目ないし 5 文字目， 4 8 3 頁 2 行目， 3 行目 1 文字目ないし 1 9 文字目， 4 8 4 頁 2 行目， 4 8 5 頁 2 行目， 3 行目 1 文字 目ないし 2 0 文字目， 4 8 6 頁 2 行目 1 文 字目ないし 1 4 文字目， 4 8 7 頁 2 行目， 4 8 8 頁 2 行目， 4 8 9 頁 2 行目， 4 9 0 頁 2 行目， 4 9 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目， 4 9 2 頁 2 行目， 3 行目 1 文 字目ないし 2 2 文字目， 4 9 3 頁 2 行目， 4 9 4 頁 2 行目， 4 9 5 頁 2 行目 1 文字目 ないし 6 文字目， 1 9 文字目ないし 2 5 文 字目， 3 2 文字目ないし最終文字， 4 9 6 頁 2 行目， 3 行目 1 文字目ないし 3 3 文字 目， 4 9 7 頁 2 行目， 3 行目 1 文字目ない し 6 文字目， 2 6 文字目ないし 3 6 文字 目， 4 行目 4 文字目ないし 1 3 文字目， 4 9 8 頁 2 行目， 4 9 9 頁 2 行目 1 文字目な いし 7 文字目， 1 4 文字目ないし最終文 </p>
--	--	---

		<p> 字, 5 0 1 頁 5 行目 1 文字目ないし 2 1 文字目, 5 0 2 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 4 文字目, 5 0 3 頁 2 行目, 3 行目, 5 0 4 頁 3 行目 5 文字目ないし最終文字, 5 0 5 頁 2 行目, 3 行目 1 文字目ないし 2 4 文字目, 5 0 6 頁 2 行目, 3 行目 8 文字目ないし 1 3 文字目, 5 1 4 頁 4 行目, 5 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目, 5 1 5 頁 5 行目 3 文字目ないし 1 0 文字目, 3 0 文字目ないし最終文字, 5 1 6 頁 5 行目 8 文字目ないし最終文字, 5 2 0 頁 5 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 2 文字目ないし最終文字, 5 2 2 頁 3 行目 1 6 文字目ないし 4 行目 1 5 文字目, 5 3 3 頁 2 行目 1 2 文字目ないし 2 3 文字目, 2 9 文字目ないし最終文字, 4 行目, 5 3 4 頁 5 行目, 5 3 6 頁 3 行目, 5 4 3 頁 5 行目, 5 4 6 頁 4 行目 1 1 文字目ないし 5 行目最終文字, 5 4 7 頁 3 行目 1 3 文字目ないし 4 行目最終文字, 5 5 0 頁 5 行目 2 文字目ないし最終文字, 5 5 5 頁 2 行目, 3 行目, 5 5 7 頁 2 行目, 3 行目 1 文字目ないし 1 9 文字目, 5 5 8 頁 2 行目 1 文字目 1 9 文字目, 2 5 文字目ないし最終文字, 5 5 9 頁 2 行目, 3 行目 1 文字目ないし 1 2 文字目, 4 行目, 5 6 0 頁 2 行目, 5 6 1 頁 2 行目, 3 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目, 5 6 2 頁 2 行目, 3 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目, 4 行目 3 7 文字目ないし 5 行目 1 文字目, 5 6 4 頁 2 行目, 5 6 5 頁 2 行目, 3 行目, 5 6 6 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 1 8 文字目ないし 3 3 文字目, 5 6 7 頁 2 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 1 3 文字目ないし最終文字, 5 6 9 頁 2 行目, 5 7 0 頁 2 行目, 3 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目, 5 7 1 頁 2 行目, 5 7 2 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 1 3 文字目な </p>
--	--	---

		<p>いし最終文字， 3行目1文字目ないし10文字目， 16文字目ないし32文字目， 573頁2行目1文字目ないし19文字目， 26文字目ないし最終文字， 3行目1文字目ないし5文字目， 18文字目ないし最終文字， 574頁2行目1文字目ないし4文字目， 8文字目ないし最終文字， 5行目6文字目ないし8文字目， 20文字目ないし最終文字， 575頁2行目， 576頁2行目1文字目ないし6文字目， 18文字目ないし最終文字， 577頁2行目1文字目ないし7文字目， 19文字目ないし最終文字， 5行目， 578頁2行目10文字目ないし最終文字， 3行目， 579頁2行目（手書き部分を除く）， 3行目8文字目ないし最終文字， 580頁2行目， 3行目1文字目ないし17文字目， 583頁2行目， 3行目1文字目ないし5文字目， 12文字目ないし最終文字， 5行目1文字目ないし37文字目， 584頁2行目， 3行目1文字目ないし18文字目， 585頁2行目1文字目ないし7文字目， 14文字目ないし最終文字， 4行目， 586頁2行目， 3行目1文字目ないし10文字目， 4行目1文字目ないし7文字目， 587頁2行目， 3行目1文字目ないし15文字目， 588頁3行目11文字目ないし22文字目， 39文字目ないし4行目2文字目， 589頁2行目， 590頁2行目， 3行目1文字目ないし19文字目， 593頁2行目， 3行目1文字目ないし22文字目， 595頁2行目， 3行目1文字目ないし19文字目， 596頁3行目37文字目ないし4行目最終文字， 598頁1行目1文字目ないし7文字目， 15文字目ないし最終文字， 4行目1文字目ないし19文字目， 5行目24文字目ないし30文字目， 599</p>
--	--	---

		<p> 頁 2 行目, 4 行目 1 7 文字目ないし 2 4 文字目, 3 3 文字目ないし最終文字, 6 0 0 頁 2 行目, 3 行目 7 文字目ないし最終文字, 6 0 1 頁 5 行目 2 4 文字目ないし 3 2 文字目, 6 0 2 頁 2 行目, 6 0 3 頁 2 行目, 4 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目, 5 行目, 6 0 4 頁 3 行目, 4 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目, 6 0 5 頁 2 行目, 5 行目, 6 0 6 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目, 6 0 7 頁 3 行目, 4 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 6 0 8 頁 3 行目, 6 0 9 頁 5 行目, 6 1 0 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目, 3 行目 1 5 文字目ないし 2 2 文字目, 6 1 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目, 6 1 2 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目, 6 1 3 頁 4 行目 1 文字目ないし 1 4 文字目, 3 1 文字目ないし 3 6 文字目, 5 行目 1 2 文字目ないし最終文字, 6 1 4 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目, 3 行目 2 0 文字目ないし 2 7 文字目, 6 1 5 頁 3 行目, 5 行目 1 文字目ないし 3 6 文字目, 6 1 6 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目, 6 1 7 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 2 2 文字目ないし最終文字, 3 行目, 6 1 8 頁 2 行目, 3 行目 2 0 文字目ないし最終文字, 6 1 9 頁 4 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 6 2 0 頁 2 行目, 6 2 4 頁 3 行目, 4 行目 1 文字目ないし 1 9 文字目, 6 2 6 頁 2 行目, 3 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目, 6 2 8 頁 2 行目 8 文字目ないし 1 5 文字目, 3 行目 1 6 文字目ないし最終文字, 6 2 9 頁 2 行目, 3 行目, 6 3 1 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 4 文字目, 6 3 2 頁 2 行目, 3 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 6 3 3 頁 1 行目 2 0 文字目ないし最終文字, 6 3 6 頁 2 行目, 6 4 1 頁 3 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目, 6 4 5 頁 2 </p>
--	--	--

			行目17文字目ないし39文字目, 646 頁4行目, 5行目1文字目ないし12文字 目, 649頁3行目, 650頁3行目1文 字目ないし5文字目, 12文字目ないし2 0文字目, 26文字目ないし最終文字, 6 51頁3行目, 4行目1文字目ないし16 文字目, 652頁3行目1文字目ないし1 7文字目, 654頁4行目, 656頁3行 目
「面接者 職氏名」 欄	文書1及び文書2 の各頁	12	(1) 文書2の171頁, 520頁, 60 9頁, 616頁 (2) 文書2の8頁, 11頁, 12頁, 2 2頁, 26頁, 57頁, 65頁, 90頁, 608頁
欄外にゴ ム印で押 印された 決裁欄の 伺い文	文書1及び文書2 の各頁(記載があ る頁に限る)	13	文書1の1頁, 5頁, 8頁, 32頁, 文書2の2頁, 3頁, 6頁, 7頁, 13 頁, 16頁, 20頁, 24頁, 27頁, 3 0頁ないし32頁, 35頁ないし37頁, 46頁ないし49頁, 52頁ないし55 頁, 58頁ないし62頁, 67頁, 68頁 (手書き部分を除く), 75頁, 77頁, 79頁, 80頁, 82頁ないし88頁, 9 2頁ないし94頁, 97頁ないし102 頁, 104頁, 106頁ないし109頁, 111頁, 112頁, 114頁ないし11 6頁, 118頁ないし120頁, 126 頁, 128頁, 129頁, 131頁, 13 3頁, 135頁, 136頁, 139頁(手 書き部分を除く), 141頁, 144頁, 146頁, 150頁, 153頁, 156 頁, 157頁, 163頁, 166頁ないし 177頁, 179頁ないし182頁, 18 5頁, 187頁, 188頁, 191頁, 1 99頁ないし202頁, 204頁(2箇 所), 206頁, 216頁, 217頁, 2 19頁ないし227頁, 235頁ないし2 37頁, 247頁, 250頁, 251頁,

		<p>253頁ないし255頁, 257頁ないし259頁, 265頁, 267頁ないし275頁, 281頁ないし284頁, 286頁, 287頁, 290頁ないし292頁(291頁手書き部分を含む), 296頁, 298頁, 301頁ないし304頁, 306頁, 309頁, 311頁, 313頁, 315頁, 317頁, 318頁, 320頁, 322頁, 324頁, 327頁, 328頁, 330頁ないし332頁, 335頁(2箇所), 339頁ないし347頁, 349頁, 351頁, 352頁, 354頁ないし356頁, 362頁, 364頁, 365頁, 367頁, 374頁ないし376頁, 379頁, 383頁, 385頁, 390頁, 391頁, 395頁, 396頁, 398頁, 401頁ないし405頁, 408頁ないし411頁, 413頁, 416頁, 418頁, 419頁, 421頁, 424頁ないし429頁, 431頁(手書き部分を除く), 434頁, 435頁, 447頁, 448頁, 455頁, 458頁, 459頁ないし461頁, 463頁, 464頁, 469頁, 470頁, 472頁, 476頁ないし478頁, 481頁, 497頁, 500頁, 503頁ないし505頁, 510頁, 514頁, 516頁, 518頁, 519頁, 529頁(手書き部分を除く), 530頁, 532頁, 534頁, 535頁(2箇所), 540頁, 541頁, 545頁, 557頁ないし559頁, 561頁, 563頁, 566頁, 567頁, 569頁, 571頁, 574頁, 575頁, 583頁, 599頁, 600頁, 618頁, 620頁ないし622頁, 626頁, 632頁ないし635頁, 637頁, 643頁, 648頁, 651頁, 652頁, 654</p>
--	--	---

			頁, 656頁ないし659頁
欄内外手 書きメモ	文書1及び文書2 の各頁(記載があ る頁に限る)	14	文書1の14頁欄外手書きメモ, 文書2の 97頁代表者職氏名欄手書きメモ, 120 頁事業場の所在地欄手書きメモ2行目5文 字目ないし13文字目, 167頁代表者職 氏名欄手書きメモ5文字目5文字目ないし 最終文字, 240頁事業場の名称欄手書き メモ17文字目ないし最終文字, 446頁 監督重点対象区分欄手書きメモ, 457頁 事業場の名称欄手書きメモ, 497頁参考 事項・意見欄5行目手書きメモ

(注) 上表は, 当審査会事務局において作成した。